

- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第6項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過するまでの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、当該指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第10項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 11 生息地等保護区の区域内（次条第4項第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。
（管理地区）
- 第35条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。
- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 3 前条第2項から第8項までの規定は第1項の規定による指定について、同条第3項、第7項及び第8項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「次条第3項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 4 管理地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第38条第1項及び第39条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。
- （1）建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- （2）宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- （3）鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- （4）水面を埋め立て、又は干拓すること。
- （5）河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- （6）木竹を伐採すること。
- （7）指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- （8）管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- （9）道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- （10）第7号の規定により知事が指定したもの以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- （11）指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- （12）指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- （13）火入れ又はたき火を行うこと。
- （14）指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が第3項において準用する前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第4項の許可をしないことができる。

- 7 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項の許可に条件を付することができる。
- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - (3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 10 前項第1号に掲げる行為であって第4項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。
- (立入制限地区)
- 第36条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物の個体の生息又は生育のため特に保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第40条第2項において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定による指定を解除しよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
- 5 第34条第7項及び第8項の規定は第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第34条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第1項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第36条第5項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- (監視地区)
- 第37条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（以下「監視地区」という。）の区域内において第35条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第34条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - (3) 第34条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為（措置命令等）
- 第38条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第35条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。
- 2 知事は、第35条第4項若しくは第36条第4項の規定に違反した者、第35条第7項（第36条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者が、その違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回